

平成26年4月1日

### 最低制限価格制度の改正について

平成26年4月1日以降の入札公告・入札通知について最低制限価格算定式を改正しました。

#### <最低制限価格の算定>

予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の108（消費税分）を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額（ただし、建築工事及び建築設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額）に10分の9.5を乗じて得た額（円単位）
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円単位）
- ③ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額（円単位）
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額（円単位）

$$\text{最低制限価格(税込)} = (\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 108/100$$

なお上記算出方法にかかわらず、10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする場合もあります。

※ 入札の際、予定価格は消費税を含まない額を対象としているため、最低制限価格も上記 100 分の 108 を乗じる前の額を対象といたします。

#### <最低制限価格制度とは>

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、工事又は製造その他についての請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。

#### <最低制限価格制度の対象となる入札>

建設工事に係るすべての競争入札のうち、低入札価格調査制度の対象となる入札を除いたものとします。